

はんだシティマラソン出展要綱

(目的)

第1条 この要綱は、はんだシティマラソン（以下「大会」という。）における出展等に関して、健全な大会の運営を図るため、出展ゾーンを明るく衛生的なものとし、出展者及び参加者、来場者の安全を確保するとともに、暴力行為等を排除するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 出展 出展者が、大会において行う次に掲げる行為をいう。
 - ア 出展ゾーンにおける物品等の販売・提供
 - イ 出展ゾーンにおけるヘルスケア・美容サービス等の無償提供
 - ウ 出展ゾーンにおける協賛企業・団体による宣伝・広告
- (2) 出展者 大会の趣旨に賛同する企業その他の団体又は個人をいう。
- (3) 出展料 出展者からはんだシティマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、出展をするために負担する金銭をいう。

(出展募集期間)

第3条 出展の申込は、はんだシティマラソン事務局（以下「事務局」という。）の「ブース出展等募集の案内」について掲載した日とする。ただし、実行委員会が必要と認めるときは応募状況に応じて募集期間を延長することができるものとする。

(出展の申込等)

第4条 出展しようとする者（以下「出展者」という。）は、事務局に「はんだシティマラソン出展申込書」（別紙第1号様式）（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

- 2 実行委員会は、前項の申込書の提出があったときは、当該申込みを行った者（以下「申込者」という。）が第9条に定める申込者に関する基準及び、第10条に定める出展者の選考基準を満たしていることを確認する。
- 3 実行委員会は、前項の確認により、申込者及びその内容に問題がないと認めるときは、申込者に対し、「はんだシティマラソン出展決定通知書」（別紙第2号様式）を交付するものとする。
- 4 実行委員会は、第2項の場合において、第9条に定める申込者に関する基準及び、第10条に定める出展者の選考基準を満たしていないと認めるときは、申込者を出展者とし、申込者に対し、「はんだシティマラソン出展不受理決定通知書」（別紙第3号様式）（以下「不受理通知書」）を交付するものとする。

(出展申込書の不受理等)

第5条 実行委員会は、前条第4項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込書を受理しないものとし、申込者に対し、不受理通知書を交付するものとする。

- (1) 官報で公示された指定暴力団の構成員であるとき。
- (2) 集団的または常習的に暴力または反社会的行為を行う恐れがあると認めるとき。
- (3) 政治的活動や宗教活動を行う恐れがあると認めるとき。
- (4) 出展申込書に虚偽の記載があるとき。
- (5) その他、大会の運営上支障があると認めるとき。

(出展料)

第6条 出展者は、別表第1号に定める金額を出展料として主催者に納付する。

(出展料の受領等)

第7条 出展料の納付は、口座振替等により、主催者が指定する期日までに納付するものとする。

2 実行委員会は、前1項により出展者から負担金を受領した場合、当該出展者に対し、速やかに、「はんだシティマラソン出展料受領書」(別紙第4号様式)を交付するものとする。

(出展料の免除)

第8条 次の各号のいずれかに該当するとき、出展料を免除する。

- (1) はんだシティマラソン協賛要綱第2条第2項に定める協賛者
- (2) 半田市内に店舗をもち、第2条第1項イに該当する出展者
(申込者に関する基準)

第9条 申込者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 半田市内に店舗をもつ企業・団体
- (2) 特別協賛企業・団体

(出展者の選考基準)

第10条 実行委員会は、出展者を次の選考基準をもとに選考し、実行委員会で決定する。

- (1) 大会の協賛企業
- (2) 半田市観光協会発行の半田市観光ガイド掲載店

2 その他の基準については、実行委員会が別途定めることができる。

(遵守事項)

第11条 出展者は、次に掲げる事項を遵守し、健全な営業に努めるものとする。

- (1) 来場者及び業者間で紛争等を起こさないこと。
- (2) 来場者に不安感を与えるような服装、言動をとらないこと。
- (3) 申込み品目以外の商品を扱わないこと。
- (4) 営業終了後は出展場所の清掃及び原状回復を確実にを行うとともに、廃液を排水溝等へ流さず、悪臭の発生防止に努めること。
- (5) 火気器具等を使用する場合には、必ず業務用消火器を設置するとともに、防火安全対策に努めること
- (6) 出展時間、搬入搬出時間は、主催者の定める時間内で収めること
- (7) 販売時に、ゴミの削減に努めること。
- (8) ゴミの回収は、出展者で行うこと。
- (9) その他、主催者の指示に従うこと。

(販売責任)

第12条 大会において、出展者が販売、配布、下記取扱、その他の行為について起き得る事故の責任は出展者の責任において対処し、主催者は無責管理とする。

(営業補填)

第13条 大会において、天候その他の要因により出展者の販売、配布量、売上高、利益用の結果がいかならうとも主催者は出展者に対し、それに対する補填は一切行わない。

(違約金)

第14条 出展者が、要綱に違反し、あるいは実行委員会の指示に従わない場合には、出店者は違約金として、負担金の5倍に相当する金額を主催者に支払うものとする。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、出展に関し必要な事項は、主催者が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1号(第6条関係)

	対象	出展料	内容
1	出展者(物販等)	5,000円	1区画あたり テント半間(間口2.7m、奥行き3.6m、三方幕) 机2台、椅子2脚
2	出展者(ヘルスケア・美容サービス等)	5,000円	1区画あたり テント半間(間口2.7m、奥行き3.6m、三方幕) 机2台、机2台、椅子2脚